

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（144）」
2. 日時：平成29年5月12日 13時30分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、
大塚安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他16名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他2名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力機械設計） 他1名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 非安全系のケーブルトレイに異区分の非安全系ケーブルが混載されている箇所があるのか確認した上で、整理して説明した資料を提出すること。
 - 不適切に敷設されたケーブルについて、取替や適切に配線し直すことを検討しているが、非難燃性ケーブルに対する火災防護対策との関係について整理して説明した資料を提出すること。
 - 不適切に敷設されたケーブルに関する調査及び対策の工程について、整理して説明した資料を提出すること。
 - ケーブル処理室で設置を検討しているフリーアクセスフロアについては、火災の感知、消火等の火災防護対策について、先行審査事例を踏まえて整理して説明した資料を提出すること。

- ケーブル跨ぎの箇所の調査方法、ケーブルの跨ぎパターンと系統分離対応方法及びケーブル調査におけるケーブル使用特定の方法について、整理して具体的に説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「33条 保安電源設備」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 東京電力パワーグリッド株式会社の系統を利用する新筑波変電所からの送電ルートは、現在、石岡変電所において常時開放されているが、東海第二において当該ルートを通じて受電が必要な場合に解放部分が接続され、受電可能となる運用となっているのか、整理して説明した資料を提出すること。
- 1相開放故障の検知について、保護継電装置で概ね検知可能であるとしているが、概ねの意味も含めて検知方法を整理して説明した資料を提出すること。
- 外部電源に接続している変圧器一次側に1相開放故障が発生した場合の対応について、系統の切替や各設備への給電方法を整理して説明した資料を提出すること。
- 送電線等、他事業者の施設の安全性については、当該事業者の説明資料等を引用して説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（安全施設（第12条））
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（安全施設について（静的機器の単一故障））
- ・ 東海第二発電所 火災防護に係る基準規則（8条、12条）の要求事項に対する考え方について
- ・ 東海第二発電所におけるケーブル敷設状況及び対応について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（保安電源設備（第33条））